

第1回（設立） 旭川流域懇談会(議事録要旨)

第1回旭川流域懇談会は、事務所長の挨拶に続き、旭川流域懇談会設立趣旨（案）、規約（案）、今後の進め方について討議を行った。議事録要旨は以下のとおり。

(1 / 3)

懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>1.設立趣旨(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回旭川流域委員会準備会」において、「旭川流域委員会準備会」活動を一時休止するが、旭川に関する情報の共有化及び河川整備における現状と課題について認識を深めるため「旭川流域懇談会」の設置が決定された。その設置趣旨について、事務局から説明した。 <p>2.規約(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川流域懇談会規約（案）について、事務局から説明を行い、質疑・応答を行った。 ・【組織】について ・【情報公開】について ・【規約の改正】について 	<ul style="list-style-type: none"> ・了承（懇談会委員） ・第3条（組織） 委員から以下の修正案が出され、修正することを決定。 原案（組織）第3条3項：委員の任期は、旭川流域委員会準備会までとする。 修正（組織）第3条3項：委員の任期は、旭川流域委員会準備会の再開までとする。 ・第5条（情報公開） 懇談会は原則公開であることを了承。 会議の結果、行事の開催案内等はホームページで情報公開することを了承。 懇談会主催等の行事等で傍聴者からの発言については、会議の妨害を避けるため、懇談会の運営規定（傍聴規定）を設ける必要があることを確認。（次回懇談会に運営規定を提案する） なお、第5条に関連して、流域委員会と懇談会の違いなど懇談会の位置付けについて種々意見が出された。これに対し、懇談会は自由な意見交換が行なわれる場であると共に、流域委員会を視野に入れた活動をお願いするもので重みもある。また、意思決定や情報公開についても手続きが必要になることから規約の必要性を再度確認した。 ・第7条（規約の改正） [委員総数の過半数の同意を得て行う]について意見が出され、欠席委員も含む委員総意に基づいて意思決定することを説明し、了承された。

懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>・【座長の選出】について</p> <p>・【規約の承認】</p> <p>3. 今後の進め方について</p> <p>・懇談会は河川管理者、市民団体、市町村及び地域住民との情報の共有化を深める活動を行うものとして、事務局より懇談会活動計画（案）を説明し、質疑・応答を行った。</p> <p>・【全体討論】</p> <p>旭川流域内は、旭川流域ネットワーク（ARネット）や旭川流域連絡協議会（流連）を通じた交流で地域住民との接触が行われているが、岡山市民の声の吸い上げ方に課題があるので議論をお願いしたい。（事務局）</p> <p>【懇談会活動内容について】</p>	<p>・第3条4.5項（座長の選出等）</p> <p>委員の互選により、座長に名合 宏之氏（岡山大学環境理工学部教授）職務代行者に内田 和子氏（岡山大学文学部教授）を選出した。</p> <p>以上、第3条を一部修正することで規約が承認され、平成15年3月11日付けで規約の施行を決定。</p> <p>委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化、旭川の現状と課題について認識を深めると言っても抽象的で、基本的な理念をもち喚起する働きかけが必要ではないか。 ・情報提供を行政が行っているが市民に十分浸透していないのではないか。伝達手段の問題と市民の関心の低さも一因している。 ・トップダウンで組織立てするやり方は必ずしもよいとは思わない。個人活動を重視しその輪を広げる方法と組織活動の相乗効果を狙う必要がある。 ・行政は介入せず資金、機材等をバックアップすることも必要である。 ・行政と市民の川への想いにギャップがあるのではないか。行政はハードな整備、市民は教育、文化面を期待している面もあり、従来どおりのやり方でなく融合できるやり方を考える必要がある。 <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の強化として河川管理者とARネットが協働で各種行事を行っており、その成果が徐々に出ている。例えば、地域の公民館を利用した「旭川講座」の勉強会は好評であり、その活動を広げていきたい。 ・地域住民の意見の吸い上げ方としては、市町村が最も密接な関係にあることから流連の活動を強化していきたい。その場合、総務課、建設課だけでなく教育委員会の参加も求めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会は年2～3回とすることを了承。 ・次回（5月）の開催内容 <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が設置している各種検討会の経過報告 ・懇談会の活動内容、スケジュールを河川管理者、ARネット、流連の年次活動計画をもとに案を作成し提示する。 ・住民意見の取り上げ方を討議する。

懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>4. その他意見等 その他、危機管理の問題で次のような意見が出された。</p>	<p>【危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none">・危機管理はどのレベルまで含まれるのか。・治水面だけでなく水難事故や子どもが遊ぶ場合の事故防止なども含む。(事務局)・岡山市は、地理的、気候的に災害が少ない地域である。また旭川は常時の水量も豊富であることから、少し災害等に対し危機意識が希薄になっているのではないか。・また、「子どもの水辺」など川で遊び学ぶ機会が増えることで教育委員会も協力の方向にあるが、水難事故の問題でやや及び腰の面がある。・子どもも大人の注意を聞かない問題もあり、教育のあり方を考える必要がある。・水難事故のデータを各委員に提示する。(事務局) <p style="text-align: right;">以上</p>